

業務指示書

ベトナム国 PPP新政令下における諸制度構築支援に向けた情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年9月29日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年10月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2. 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：PPP制度の構築支援に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めない。

() 業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認める(ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない)。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合、3点の加点を行います。(「第9 プロポーザルの評価」参照)。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者(総括/PPP関連法制度分析)】

(業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)も同様の項目)

- 1) 類似業務の経験：PPP関連法制度分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力(語学は認定書(写)を添付)：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 財政支援制度分析】

- 1) 類似業務の経験：財政支援制度分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0055 円 , US\$1 = 121.81 円 , EUR1 = 136.200 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/PPP関連法制度分析

財政支援制度分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.20 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月26日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国 PPP新法令下における諸制度構築支援に向けた情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／PPP関連法制度分析	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	20.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 財政支援制度分析	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ベトナム国政府は、旺盛なインフラ需要に効率的に対応しつつ公的債務残高を抑制するため、2009年にDecree108（通称BOT法）、2010年にDecision71（通称PPP Pilot法）を策定し、PPP事業によるインフラ整備を推し進めてきた。しかし、両法では、①プロジェクトに対する政府支援が限定的かつ手続が不明確、②民間提案型事業（Unsolicited Proposal）に対する投資家へのインセンティブ付けが限定的、③プロジェクト形成過程での政府承認プロセスが不透明かつ長期間を要する、④両法の関係性が曖昧、等の理由により、海外投資家の参入による事業化はほとんど実現しなかった。かかる経緯を踏まえ、ベトナム政府は2015年4月にDecree 15（以下、PPP新政令）を施行し、PPP事業の推進を図ろうとしている。

しかし、PPP事業実施に向けては、PPP新政令の施行だけでなく、投資家選定プロセスや政府保証、Viability Gap Funding（VGF：PPPプロジェクトに対する政府からの財政支援）等に関する各種実施細則を整備する必要があるが、ベトナム政府関係者の理解不足等により作業は進んでおらず、JICAを含むドナーに対して制度整備に係る支援が要請されている。また、JICAでは2009年度から協力準備調査（PPPインフラ事業）を実施しているが、ベトナム政府内の法制度の未整備により事業化に至った案件は少ない。今後、同調査を活用し、我が国企業によるベトナムのインフラ分野への投資を推進するためには、ベトナムが必要とする各種細則等の整備を含めた環境整備支援を積極的に行う必要が生じている。

以上の背景を踏まえ、JICAでは、今後ベトナム政府がPPP新政令下で進めていく制度構築を支援していくため、民間企業が投資判断を行う上で重要な要素であるVGFと政府保証に関連する情報を収集・分析するとともに、PPP新政令の下でベトナム政府が整備を検討すべき両制度のあるべき内容等について分析・整理し、今後のベトナム政府に対する各種支援に際して活用できる資料を取りまとめる調査を実施する。

2. 業務の目的

本調査は、今後ベトナム政府がPPP新政令下で進めていく制度構築を支援していくため、民間企業が投資判断を行う上で重要な要素であるVGFと政府保証に関連する情報を収集・分析するとともに、PPP新政令下でベトナム政府が整備を検討すべき両制度のあるべき内容等について分析・整理し、今後のベトナム政府に対する各種支援に際して活用できる資料を取りまとめることを目的と

する。

3. 対象地域

ベトナム国全域を対象とするが、主な活動地域はハノイ市となる予定

4. 業務の範囲

本調査は、PPP 新政令下における諸制度構築支援に関し、「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務における留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務における留意事項

(1) ベトナム政府関係者との協議

ベトナム政府内では、VGF の実施細則については、計画・投資省 (MPI) と財政省 (MoF) が連携しつつ作成することとなっているが、VGF 制度は政府予算の措置・執行と密接に関連するため、当初から制度構築を検討する際には財政省 (MoF) の関与が特に重要である。2015 年 9 月下旬には、両省副大臣間で VGF 実施細則の作成における連携のあり方等を巡って協議が行われる予定である。こうした背景を踏まえ、本調査では、同協議の結果を参考にしつつ、両省より意見を聴取しつつ検討を行うこととする。

なお、政府保証制度についても同様の理由で財政省 (MoF) の関与が不可欠であるが、これまで MoF は同制度の検討を進めることに消極的な立場を示しており、現時点でコンサルタントがベトナム政府関係者と本格的に意見交換や協議を行うことによりベトナム政府内で混乱が生じる恐れがある。このため、同制度に関する調査は、今後の JICA による支援に向けた基礎的な情報収集にとどめ、MoF をはじめとしたベトナム政府関係者との協議や、コンサルタントによる調査結果の共有は行わないこととする。

(2) ローカルリソースの活用

VGF 制度に関する実施細則等を検討する際には、あるべき内容を論じるだけでなく、将来的にベトナム政府が受容し、実際に制度化できるかどうかを考えながら論じる必要がある。この観点から、本邦調達によるコンサルタントに加えて、現行のベトナムの法制度・財政制度に関する知見を有するローカルリソースを活用して調査を実施する。

(3) 我が国の円借款制度との整合性

将来的にベトナム政府が供与する VGF のバックファイナンスを我が国の VGF 円借款（下記 HP 参照）で供与する可能性を念頭に置き、調査を行うこと。

URL: http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/ppp.html

6. 業務の内容

（1） インセプション・レポートの作成、協議

PPP 新政令や関連する法令の内容、PPP 事業の進捗等を確認した上で、調査全体の方針・方法、及び作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。

現地調査の冒頭に、MPI に対し、インセプション・レポートの内容を説明し、調査計画に関する合意を形成する。

先方に説明する 5 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

なお、下記 6.（4）及び（5）についてはインセプション・レポートには含めず、JICA に対して別紙（英文 5 部、簡易製本）にて説明し、作業計画に関する了承を得ること。

（2） VGF 制度及び政府保証制度に係るベトナム国内における事例の整理

1) 現行の法令等に関する情報収集・分析

PPP 新政令、公共投資法、及び投資法等の関連法令等をレビューし、現行制度下での PPP 事業の事業計画の策定、予算措置・執行等に関する規程を整理する。

2) 過去の事例の整理

これまでにベトナムで実施された PPP 事業、また、事業化が検討されたものの PPP 事業として成立しなかった個別事業について、VGF 制度の未整備、政府保証の有無やその内容が各事業の成立・成否に与えた影響を分析する。

また、分析結果から、VGF 制度及び政府保証制度の整備に係る必要性や今後の制度構築に向けた教訓を抽出する。

（3） VGF 制度整備に向けた情報収集・分析

1) 他国の制度に係る情報収集・分析

PPP 事業を実施している他国が有する VGF 制度に関し、以下①に挙げた内容について情報を整理・分析する。

また、PPP 事業の実施において VGF が果たす役割や、今後のベトナムでの制度導入の際に留意すべき事項に関し、ベトナム政府関係者の理解を深化させる

べく、調査対象国における個別具体事例（グッド・プラクティス及び失敗事例）について情報収集・整理する。

① 調査内容

- ア. VGF 制度を規定する法・政令等（関連法・政令を含む）
- イ. VGF を供与するための行政機構・組織体制
- ウ. VGF に係る予算制度・財源、対象分野、各事業に対する供与規模

② 対象国

インド、インドネシア、フィリピン、オーストラリア、英国等から 3 か国程度想定しているが、他に取り上げるべき国も含め、対象国及びその理由をプロポーザルにて提案すること（対象国は下記 6.（4）の②と必ずしも一致しなくてよい）。

③ 調査方法

各国政府や世界銀行等のドナーが刊行する各種資料やリサーチペーパー等の既存資料を基に調査することとし、実際に対象国に渡航しての調査は想定していない。

2) VGF 制度に係る実施細則（骨子）の検討

上記 6.（2）及び（3）1）を踏まえ、2015 年 12 月末までに、一般的に VGF 制度を整備・実施するために当該国政府が作成すべきと考えられる VGF 制度に関する実施細則（circular）について、全体構成、章・項目立て等を検討し、実施細則の第一案（骨子）として取りまとめる。また、検討結果をベトナム政府関係者と情報共有し、意見交換を行う。

3) ベトナム政府が整備すべき VGF 制度の概要に係る検討

上記 6.（3）の 2）の結果を踏まえ、2015 年 3 月中旬までにベトナム政府が今後整備すべき VGF 制度の概要を検討し、第一案に加筆する形で第二案として取りまとめる。また、検討結果をベトナム政府関係者と情報共有し、意見交換を行う。

第二案は、第一案と異なり、以下①～⑧の各論点を踏まえた上で、ベトナム政府による実行可能性検討して作成すること。また、ベトナム政府の予算制度や事業実施能力を勘案した上で検討すること。また、ベトナム国内で PPP 事業に参画することが想定される国営企業について、活動実態やベトナム政府が進める国営企業改革の進捗についても勘案し、実態に即した制度となるよう留意

すること。

なお、以下①～⑧の他に検討すべき点があればプロポーザルにて提案すること。

- ① VGF 制度の必要性
- ② VGF を供与すべき対象事業の特性・特徴（規模やセクター等）
- ③ 民間企業の参画度合に応じた VGF 供与のあり方
- ④ 予算制度、VGF の財源
- ⑤ VGF の供与形態
- ⑥ 税金や会計上の処理
- ⑦ VGF の算定方法
- ⑧ 申請、評価、ディスバースに関する政府関係機関の役割・実施体制

（４） ベトナムでの政府保証制度整備に向けた、他国の制度に係る情報収集・分析

PPP 事業を実施している他国が有する政府保証制度（政府関係機関の契約履行に係る政府保証。債務保証を除く）に関し、以下①に挙げた内容について情報を整理・分析する。

この際、PPP 事業の実施において政府保証が果たす役割や、今後のベトナムでの制度導入の際に留意すべき事項に関し、ベトナム政府関係者の理解を深化させるべく、調査対象国における①のア．～ウ．に係る個別具体事例（グッド・プラクティス及び失敗事例）について情報収集・整理する。

また、調査結果を、上記 5.（１）の留意事項を踏まえ、MPI と共有する。

なお、本項に関する調査結果については、財政省との関係に鑑みて、調査報告書には含めず、別冊として JICA にのみ提出する（英文 5 部、簡易製本）。

① 調査内容

- ア． 政府保証制度を規定する法・政令等（関連法・政令を含む）
- イ． 政府保証を付与するための行政機構・組織体制
- ウ． 政府保証に係る予算制度・財源、対象分野、各事業に対する保証規模

② 対象国

インド、インドネシア、フィリピン、オーストラリア、英国等から 3 か国程度想定しているが、他に取り上げるべき国も含め、対象国及びその理由をプロポーザルにて提案すること（対象国は上記 6.（３）１）の②と必ずしも一致しなくてよい）。

③ 調査方法

各国政府や世界銀行等のドナーが刊行する各種資料やリサーチペーパー等の既存資料を基に調査することとし、実際に対象国に渡航しての調査は想定していない。

(5) 地方自治体の動きに関する情報収集

現在ベトナムの地方自治体は、ベトナム政府からの指示により、これまで公共事業として計画していた事業を PPP 事業に転換して実施すべく検討を進めている。このような状況を踏まえ、PPP 事業に積極的な都市を 1 つ取り上げ（ホーチミン市を想定）、地方自治体が公共事業から PPP 事業に転換する場合の視点や基準、VGF や政府保証の適用を含めたも問題認識を関係者より聴取・意見交換するとともに、今後の JICA の支援の参考となるよう結果を取りまとめる。

なお、本項に関する調査結果については、財政省との関係に鑑みて、調査報告書には含めず、別冊として JICA にのみ提出する（英文 5 部、簡易製本）。

(6) ワークショップの開催

上記調査結果に関し、ベトナム政府関係者（中央政府・地方政府関係者、50 名程度を想定）を対象に、上記（4）及び（5）を除く調査結果の周知、及び、PPP 制度及び今後の制度構築に向けてベトナム政府が取り組むべき諸課題に関する理解の促進を目的としたワークショップをハノイで開催する。

実施回数は 2 回とし、実施時期は第 1 回を 6.（3）2）（VGF 制度に係る第一案の作成）、第 2 回を 6.（3）3）（同第二案の作成）の完成時にそれぞれ実施することを想定しているが、事業目的に鑑みて他に適切な実施時期がある場合はプロポーザルにて提案すること。

また、ワークショップの実施に際しては、ベトナム政府の制度構築に係るオーナーシップの醸成、及び関係者の能力強化の観点から、可能な限りベトナム政府関係者を講師として活用すること。

(7) PPP 制度整備に係る支援ニーズの検討

上記調査結果を踏まえ、今後 JICA を含む各ドナーが実施すべき支援ニーズを整理する。この際、他ドナーの動向、日本国内リソース等を勘案し、JICA が支援する支援内容を検討する。また、今後 JICA が実施細則の策定を支援する可能性を念頭に、PPP 制度の整備に向けた今後の支援ニーズを特定するとともに、協力内容案を検討する。

(8) 調査報告書（ドラフト）の作成

上記調査結果を調査報告書（ドラフト）として取り纏め、ベトナム政府関係

者等に説明し、内容を協議・確認する。この際、先方に説明する 10 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

(9) 調査報告書の作成

ベトナム政府関係者等への調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

7. 成果品

本調査の各段階で作成・提出する資料は以下の通り。このうち、7.(1)の④を最終成果品とする。なお、以下に示す部数は JICA 及び先方機関に提出する部数であり、国内の会議等に必要な資料等については、別途必要な部数および電子化したものを用意すること。

(1) 報告書の種類

① 業務計画書

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。

提出時期：2015 年 11 月

部数：和文 5 部

② インセプション・レポート

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。

提出時期：2015 年 11 月

部数：英文 5 部、ベトナム語 10 部（簡易製本）

③ 調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果。

提出時期：2016 年 4 月

部数：英文 5 部、ベトナム語 10 部（簡易製本）

④ 調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）。

提出時期：2016 年 5 月

部数：英文 7 部、ベトナム語 15 部（製本）

CD-Rom 3 部

(2) 報告書の仕様

- ① 調査報告書以外の報告書の作成仕様は、A4 ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。
- ② 調査報告書の作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）のとおりとする。

(3) 報告書の仕様

- ① 各報告書の作成にあたっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。
- ② 価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円価との交換レートを記載すること。
- ③ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。
- ④ 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分に注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑤ 各報告書の先方政府への説明・協議に関しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は、2015年11月上旬に業務を開始し、2016年3月下旬に調査報告書（ドラフト）、2016年4月下旬までに調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約7.20M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、現地のリソースの活用を含め、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／PPP 関連法制度分析（格付：1号）
- ② 財政支援制度分析（格付：3号）

（3）その他

必要に応じ、上記（2）に加えて、現行のベトナムのPPP関連法制度・財政制度に関する知見を有するローカルリソースを雇用することを認める（調査アシスタント（特殊備人）として計6.00MM程度を上限とする）。

3. 相手国側の便宜供与

特になし。

4. 現地再委託

特になし。

5. 参考資料

- Decree 15（通称 PPP 新政令）
http://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/1_seirei15.pdf#search='15%2F2015%2FNDCP+decree'よりダウンロード可
- Decree 108（通称 BOT 法）
http://www.moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.

aspx?ItemID=10522 よりダウンロード可

- Decision 71 (通称 PPP Pilot 法)

<http://www.lawfirm.vn/?a=doc&id=1631> よりダウンロード可

- ベトナム PPP インフラプロジェクトに係る調査報告書 (2011 年 5 月 : JICA 調査)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12039905.pdf> よりダウンロード可

6. 調査用機材

特に想定していない。

7. 見積もり条件

JICA が定める「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(2014 年 4 月) に基づき、コンサルタントの活動に必要な経費について積算すること。

8. その他

(1) 複数年度契約

本調査については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 不正腐敗

「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口、またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上